

各位

公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会

## 入会手続きのご案内

このたびは、当協会の入会案内をご請求いただき、誠にありがとうございました。  
心より歓迎いたします。下記事項をご一読の上、必要な手続きをお取りくださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 入会資料についてご確認ください

- ① 当協会のパンフレット
- ② 研修についてのお知らせ

#### 2. 入会手続き

- (1) 正会員・賛助会員（個人）入会は当協会ホームページからWeb 非会員登録行い、入会申請を行ってください。賛助会員（団体）入会申請書に必要な事項をはっきりと黒のボールペン等で記入してください。入力や記入漏れがありますと、審査が遅れる可能性がありますので、ご注意ください。
- (3) 入会金と会費振込は、入会審査後になりますので、お待ちください。
- (4) 当協会では毎月10日までの到着分は、入会審査後、月末に結果を通知いたします。
- (5) 入会承認の方には、振込用紙を同封しますので、お振り込みください。
- (6) 振込日の翌月1日付で入会となり、会員証や定款、協会ニュース等をお送りいたします。また、後日の協会ニュースであなた様の入会をご紹介させていただきます。（下記、個人情報保護規程に基づき、開示します。）

#### 3. 個人情報保護規程に基づく表示について

当協会では、個人情報保護規程を設けて皆様の情報に関して次のように取り決めております。

- (1) 個人情報保護管理者の氏名及び連絡先  
組織運営部業務執行理事。ただし、任期終了時には同等の権限を有する者に引き継ぎます。連絡先は、協会事務局をお願いします。
- (2) 会員の任意により必要な範囲で会員情報を取得しております。ただし、定款第6条に定める事項については入会申込書への記入は必須です。
- (3) 当協会では、会員から取得した個人情報を以下の目的で利用いたします。  
①協会からの発送物送付、②総会開催、役員選出、会費請求・納付確認などの当協会の会務、③会員名簿の作成、④入退会処理、届出内容の変更、および会員区分の決定、⑤教育研修事業の開催・運営、⑥広報誌発行・SNSによる広報活動、⑦調査研究、⑧関係団体による事業への協力や関係団体との連携活動実施、⑨個人情報開示の際における本人確認、⑩その他定款に定める目的達成に必要と理事会が認めた事業の実施
- (4) 開示を求める時は、所定の請求用紙を協会事務局に郵送ください。開示の結果当該情報が誤っている場合は、お申し出により速やかに訂正いたします。
- (5) 会員情報の内、次の項目は開示されます。  
①協会ニュース  
配布先：会員および関係団体  
開示内容：入退会に於いては、入退会日、氏名、都道府県、所属機関名。  
宛先不明時に於いては、氏名、都道府県、元所属機関名。  
その他、永年表彰等必要な時
- ②会員名簿  
配布先：会員  
開示内容：  
事業所所属会員は、会員番号、氏名、勤務先〒、勤務先住所、所属、勤務先電話、勤務先FAX  
自宅会員は、会員番号、氏名、〒・住所（選択）、電話（選択）、FAX（選択）

#### 4. お問い合わせ先

TEL：03 - 5366 - 1057 E-mail：jaswhc@d3.dion.ne.jp（開所時間 平日 午前9時30分～午後5時30分）



公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会

Japanese Association of Social Workers in Health Services

日本医療ソーシャルワーカー協会は、保健医療分野で働くソーシャルワーカー（医療ソーシャルワーカー）や福祉サービスの普及・発展を支援する人々によって構成される団体です。1953年（昭和28年）にソーシャルワーカーの全国組織として結成、1964年（昭和39年）に社団法人として厚生省（現厚生労働省）に認可をされ、さらに2011年（平成23年）に公益社団法人として内閣府より認可されました。

2003年（平成15年）には、設立50周年を迎え、我が国におけるソーシャルワーカーの団体として最も古い歴史を持つ全国団体です。

医療ソーシャルワークの実践と研究を通して、国民に対して質の高い医療福祉サービスが提供されることに貢献することを目標としております。

## 医療ソーシャルワーカーとは

主に保健医療機関において、社会福祉の立場から患者さんやご利用者、そのご家族が抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進と自立生活の継続を図る業務を行います。

主だった配属部署は、社会福祉専門職として「福祉」をキーワードとしますが、医療福祉相談室、医療相談室、地域医療福祉相談室・地域医療連携室等となっています。

具体的な業務として、

- ① 療養中の心理的・社会的問題の解決、調整援助
- ② 退院援助
- ③ 社会復帰援助
- ④ 受診・受療援助
- ⑤ 経済的問題の解決、調整援助
- ⑥ 地域活動

などを行っています。

## 当協会の概要

### 沿革

1953（昭和28）年	設立
1961（昭和36）年	「医療ソーシャルワーカー倫理綱領」採択
1964（昭和39）年	厚生省より社団法人認可
1989（平成元）年	「医療ソーシャルワーカー業務指針」（厚生省健政発第188号3月30日）策定
1995（平成 7）年	阪神・淡路大震災支援活動
1997（平成 9）年	国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）加盟
2002（平成14）年	「医療ソーシャルワーカー業務指針」（厚生労働省健康発第1129001号11月29日）策定
2005（平成17）年	「ソーシャルワーカー倫理綱領」制定
2007（平成19）年	「医療ソーシャルワーカーの倫理綱領」制定
2011（平成23）年	東日本大震災支援活動
2011（平成23）年	内閣府より公益社団法人認定

## 組織図



## 会員数

1980(S55)年	1990(H2)年	2000(H12)年	2010(H22)年	2020(R2)年	2024(R6)年3月1日現在
1,333名	1,928名	2,768名	4,197名	5,562名	5,474名

## 当協会の活動

### 当協会の活動

当協会は、公益社団法人として内閣府より次の活動を公益事業として認定されています。

1. 保健医療分野の社会福祉及び福祉サービスに係る調査研究事業
2. 保健医療分野の福祉サービスに携わる社会福祉士の専門知識及び技術の習得及び向上に資する研修事業
3. 認定医療社会福祉士制度の創設及び整備並びに資格付与に関する事業
4. 社会貢献に関する事業

### 大会・学会

毎年1回(5月)全国の会員が参加して全国大会を開催します。社員総会・記念講演・シンポジウムなど、調査研究の発表やさまざまな社会活動に係る行事と会員相互の交流の場としても機能しています。なお、非会員の方の参加も可能です。

また日本医療社会事業学会も全国大会と同時開催し、テーマごとの分科会では日々の実践と研究に基づいた発表が行われます。

#### ■ 最近5年の全国大会

2019年	神奈川県川崎市	ともに生きる～みらいのソーシャルワークの風をつくる
2020年	愛知県名古屋市	医療ソーシャルワークの未来図 ～当事者に届く支援! 組織と地域に必要なソーシャルワーク機能の発揮を問う!～(中止)
2021年	千葉県千葉市	ありのままの生き方を支える ～夢を描ける社会につなぐソーシャルワークの可能性～
2022年	和歌山県和歌山市	ソーシャルワークの探究 ～原点を見つめ直し、変化し続ける～
2023年	東京都江東区	社会変動の中の医療ソーシャルワーカー ～支援者としてかけがえのない存在であり続けるために～

### 調査・研究

少子高齢化等の進展に伴い、多様化かつ複雑化する国民の福祉サービスの要求に適切に対応するためには、全国の保健医療機関に社会福祉士が適正配置されるよう環境整備が必要です。

そのために、社会福祉士が提供する業務内容や福祉サービスに関する5分野の調査研究・情報収集事業を行い、国民の社会福祉の向上のため、保健医療分野の福祉サービスに関する情報及び社会福祉士の専門知識と技術の向上に資する情報を国民及び会員に対し発信します。

#### ●「社会福祉士の適正配置にかかる基礎データ収集・分析」調査研究事業

最近の実績:テーマ別研究会議による調査研究およびアンケート調査の実施

#### ●「医療機関等に所属する会員データの収集・分析」調査研究事業

最近の実績:会員マップの作製

#### ●「病院ソーシャルワーカーの業務統計」調査研究事業

最近の実績:2016年度事業にてソーシャルワークデータシステム「MANBO」を開発した。

#### ●保健医療分野の制度に関する調査研究・情報収集

最近の実績:診療報酬改定にむけて厚生労働省に要望書を提出。

## 出版・広報

### ●日本医療ソーシャルワーカー協会ニュース

当協会の動向や最新情報、各地での活動等が主な内容です。

### ●医療と福祉

福祉・医療の最新動向をふまえた特集、会員の研究成果である投稿論文等で構成されている機関誌です。

### ●ホームページ

協会のホームページに保健医療分野の社会福祉及び福祉サービスに関する情報、協会活動、研修開催・出版物の案内、関連情報を掲載します。

URL <https://www.jaswhs.or.jp>

## 研 修

### ●医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅰ

実務経験3年未満の医療ソーシャルワーカーに対し、医療ソーシャルワーカーとして基礎的な知識・技術を取得することを目的とする研修です。

### ●医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅱ

実務経験3年を超えた保健医療分野のソーシャルワーカーが、標準的に行うべき業務を遂行できるよう、必要な知識、技術等を身につけ実践力を高めることを目的とする研修です。

### ●実習指導者養成認定研修

実習前の準備指導から実習指導修了までの各段階における望ましい指導計画策定方法を演習形式で学ぶ研修です。

### ●スーパーバイザー養成認定研修

保健医療分野におけるソーシャルワークサービスの充実、及び、質の向上を図るため、スーパーバイザーを養成することを目的とする研修です。

### ●保健医療分野におけるソーシャルワーク専門研修

社会福祉士の有資格者を対象とし、保健医療分野で特化される力量を獲得し、他機関・他職種との連携が図れ、管理能力を有する熟達したソーシャルワーカーの養成をすることを目的とする研修です。

### ●ソーシャルワークスキルアップ研修

スペシフィックな研修・各論的な研修(SW論・記録・退院支援・面接・がん・HIV・難病・SVなど)です。また、その時々の特ピックスとなるテーマを取り上げて毎年行っています。

### ●フレッシュ医療ソーシャルワーカー1日研修

入職後1年未満の医療ソーシャルワーカーに対し、先輩や同期の仲間と交流を持ち、社会人の基礎や医療ソーシャルワーカーの心構えや知識、近隣の都道府県協会を知ることが目的とする研修です。

### ●社会福祉を学ぶ学生のための医療ソーシャルワーク学生講座

社会福祉を学ぶ学生を対象に医療ソーシャルワーカーの歴史・業務・必要な資源制度など、理解を深めていただくための研修です。

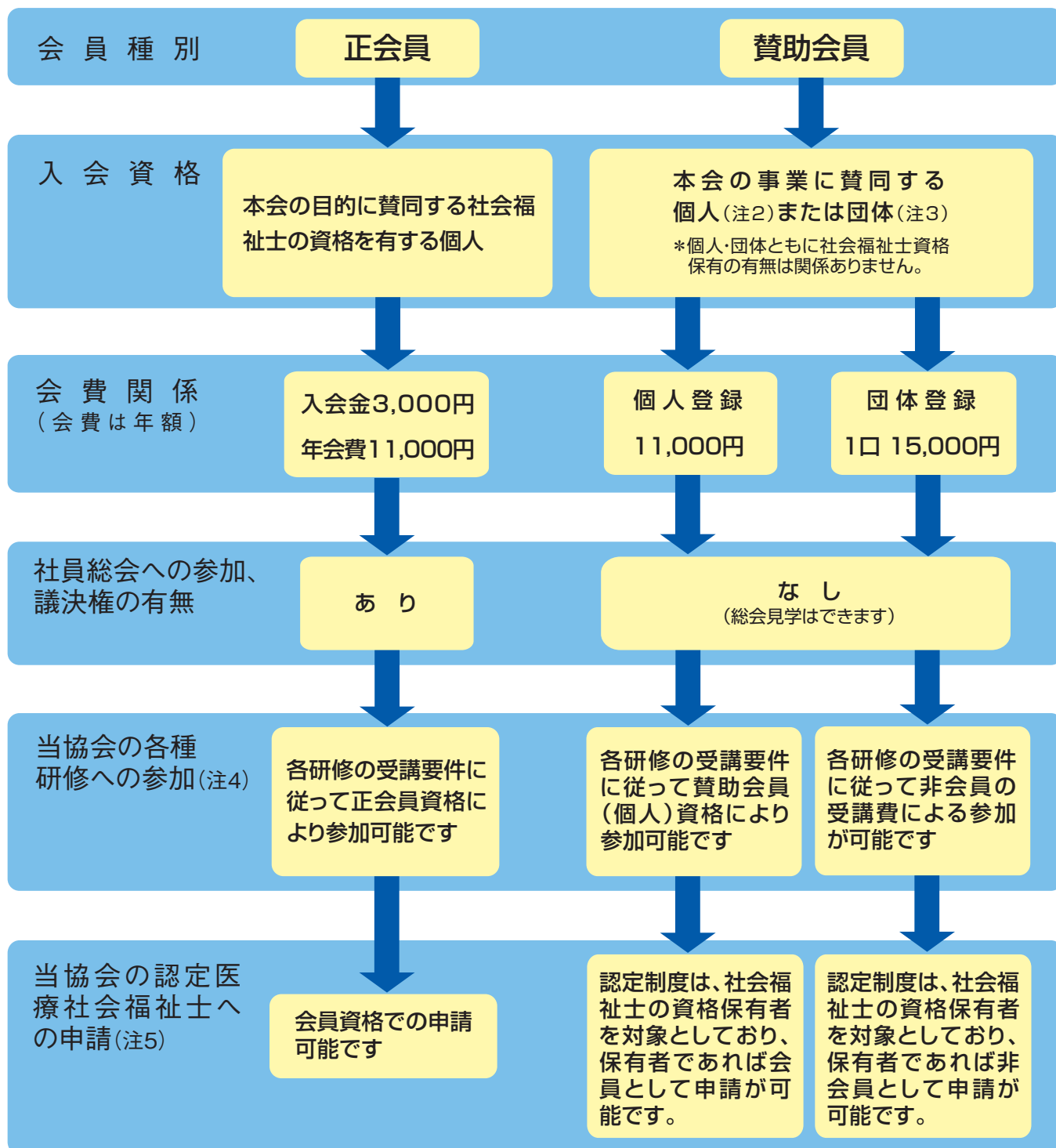
## 認定事業

- ・当協会では、社会福祉士を基礎資格とした研修体制の整備とともに、認定の在り方については検討を重ねてきました。2010年度より「認定医療ソーシャルワーカー」認定制度を開始しました。
- ・当協会の認定委員会では認定医療ソーシャルワーカーを「社会福祉士及び介護福祉士法の定める相談援助を行う者であって、保健医療分野においての社会福祉実践に関する専門知識と技術を有し、科学的根拠に基づいた業務の遂行、及びスーパービジョンを行うことができる能力を有することを認められた者をいう」と定義しました。
- ・この定義に基づいた認定医療ソーシャルワーカーを「医療分野における専門的なソーシャルワーカー」として位置づけ、広く国民にその質を担保するために、当協会として認定制度を実施しております。(制度の詳細はホームページ参照)
- ・当協会の行うほとんどの研修および一定の基準を満たしている都道府県協会の行う研修が認定取得のポイント対象となります。



# 会員の種類と主な権利・義務と事業参加の関係

当協会の会員種別には、正会員と賛助会員の2種類（注1）がございます。  
主な会員の権利・義務や事業参加の関係は次のとおりです。



注1：定款上の会員種別（第5条）では、正会員、賛助会員、名誉会員の3種類ですが、入会の対象としては2種類です。

注2：賛助会員の個人登録とは、個人として入会されるものです。

注3：賛助会員の団体登録とは、医療機関、教育機関などが団体として入会されるものです。

注4：研修によっては「実務経験〇年以上」または「実務経験〇年以下」などの制限があるものがあります。詳しくは、当協会の研修については、ホームページまたは「研修要綱」をご覧ください。

注5：認定制度には「保健医療分野における実務経験および教育・研究経験が通算5年以上」などの申請条件があります。詳しくは、当協会のホームページをご覧ください。

# 入会のご案内

当協会の目的に賛同する社会福祉士は正会員になることができます。また、それ以外の方も賛助会員として入会することができます。役員の立候補は、正会員・賛助会員・非会員は問いません。(被選任権あり)

## 入会金・年会費

	正会員	賛助会員(個人)	賛助会員(団体)
入会金	3,000円	なし	なし
年会費	11,000円	11,000円	1口 15,000円

## 入会手続き

**正会員・賛助会員個人の入会申請は当協会のホームページのWeb非会員登録から入会申請を行ってください。**

(賛助会員団体で入会申請する方は、Web非会員登録できませんので協会事務所に入会手続き書類をご請求ください。)

**入会申請完了メールのご案内を致します。**

(賛助会員団体の方は必要事項を入会申込書に記入して返送ください。)

**ご案内の通りお振り込みください。**

### 入会手続きの完了

- ・当協会主催の全国大会・学会・研修会等のご案内をお届けします。
- ・当協会発行の会員名簿、協会ニュース、機関誌「医療と福祉」等をお届けします。
- ・会員証をお送り致します。

公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会

〒162-0065 東京都新宿区住吉町8-20  
四谷ヂンゴビル2F

TEL 03-5366-1057 FAX 03-5366-1058

E-mail [jaswhc@d3.dion.ne.jp](mailto:jaswhc@d3.dion.ne.jp)

URL <https://www.jaswhs.or.jp/>

各位

公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会  
研修統括事業部

## ～研修についてのご案内～

当協会は、医療ソーシャルワーカーの職能団体として、現任者の教育研修を重視しています。  
現在、以下のような研修が行なわれていますので、会員の皆さん奮ってご参加ください。  
なお、開催地は、全国各地でその都度変わります。

### 1. 医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅰ

- 受講要件 : 保健医療分野のソーシャルワーカーとして従事する者であって、3年未満の者。  
内 容 : 実務経験3年未満の医療ソーシャルワーカーに対し、医療ソーシャルワーカーとして基礎的な知識・技術を取得することを目的とする。4泊5日で開催し、主として現役のソーシャルワーカーが講師をつとめます。全国のソーシャルワーカーの方々とお出会う場でもあります。

### 2. 医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅱ

- 受講要件 : 保健医療分野のソーシャルワーカーの実務経験3年以上の現任者。  
内 容 : 実務経験3年を超えた保健医療分野のソーシャルワーカーが、標準的に行うべき業務を遂行できるよう、必要な知識、技術等を身につけ実践力を高めることを目的とする。2泊3日で開催し、各セッションレポート課題の評価を経て「修了認定証」授与され、協会で登録管理されます。

### 3. 保健医療分野におけるソーシャルワーク専門研修

#### (医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅲ)

- 受講要件 : **日本医療ソーシャルワーカー協会コース**  
社会福祉士の資格保有者であり、次のア～エのいずれかを満たしている者。

#### **日本社会福祉士会コース**

日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属している正会員（以下、都道府県社会福祉士会正会員）であって、次のア～エのいずれかを満たしている者

- ア) 認定社会福祉士（医療分野）を取得していること  
イ) 認定医療社会福祉士を取得していること  
ウ) 保健医療分野における相談援助実務経験が5年以上であること  
（日本医療ソーシャルワーカー協会の専門講座または基幹研修Ⅱを修了していることが望ましい）  
エ) 日本社会福祉士会の生涯研修制度の基礎課程を修了していること  
（みなし修了者（日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の適用対象者で共通研修課程修了申請を1回以上している者）を含む）

- 内 容 : 保健医療分野で特化される力量を獲得し、他機関・他職種との連携が図れ、管理能力を有する熟達したソーシャルワーカーの養成をすることを目的とする研修です。1年を通して8課題のレポートの提出と2泊3日のスクーリングを行います。（本研修を修了した受講者は翌年度よりスクーリングで行われる講義などを受講することができます。）



#### 4. 実習指導者養成認定研修

受講要件 : 実習生の指導方法に悩まれている方や今まで実習指導を行ったことのない保健医療分野のソーシャルワーカーの現任者。

内 容 : 社会福祉専門職の養成教育において、重要過程である実習現場での実習時に、有効な指導ができるように、現場のソーシャルワーカーを現場の実習指導スーパーバイザーとして養成します。2泊3日で開催し、事前・事後課題提出を経て「修了証」授与され、協会で登録管理されます。

#### 5. スーパーバイザー養成認定研修

受講要件 : 1)～4)のいずれか1つを満たしている者。

- 1) 当協会の認定医療ソーシャルワーカー登録者。
- 2) 当協会の実習指導者養成認定研修修了者。
- 3) 当協会のソーシャルワーク スキルアップ研修 スーパービジョン研修受講者。
- 4) 保健医療分野の現任者で組織の承諾が得られる者。

内 容 : 保健医療分野におけるソーシャルワークサービスの充実、及び、質の向上を図るため、スーパーバイザーを養成することを目的とする。1泊2日で開催し、事前・事後課題提出を経て「修了証」授与され、協会で登録管理されます。

#### 6. ソーシャルワーク スキルアップ研修

受講要件 : 会員、非会員の方、一般の方も対象としています。

内 容 : 面接や記録などソーシャルワークの各論的な研修や、退院支援や緩和ケア、臨床倫理など支援プロセスに配慮した実践を学ぶ研修、がんや認知症、難病など疾患領域に応じた支援を学ぶ研修です。

#### 7. フレッシュ医療ソーシャルワーカー1日研修

受講要件 : 医療ソーシャルワーカーとして従事する者であって、入職後2年未満の者。

内 容 : 先輩や同期の仲間と交流を持ち、社会人の基礎や医療ソーシャルワーカーの心構えや知識、近隣の都道府県協会を知ることが目的とする1日研修です。

#### 8. 社会福祉を学ぶ学生のための医療ソーシャルワーク学生講座

受講要件 : 社会福祉を学ぶ大学生2年・3年・4年、社会福祉士養成校学生、大学院生。

内 容 : 社会福祉を学ぶ学生から「医療ソーシャルワーカーになりたい」「興味はあるが実際にどのような仕事かよくわからない」「医療ソーシャルワーカーの実習をしたいので事前に勉強したい」などの要望に応え、職業イメージを正しくもっていただくための講座です。

#### 9. その他

年1回の日本医療ソーシャルワーカー協会全国大会時に、研究発表の場として、日本医療社会事業学会を開催しています。